

建設経済常任委員会会議録

令和2年6月2日

寒 川 町 議 会

出席委員 杉崎委員長、細川副委員長

小泉委員、天利委員、柳田委員、太田委員、柳下委員、山蔦委員、山田委員、吉田委員
関口議長

説明者 大川環境経済部長、勝又農政課長、渡辺副主幹、広田主査

事務局職員 新藤議会事務局長、亀井議会事務局次長、波多野主任主事

案 件

(付託議案)

1. 議案第24号 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

午後2時00分 開会

【杉崎委員長】 本会議の休憩中ではございますけども、ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございますので、よろしくお願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第24号 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 皆さん、改めまして、こんにちは。本日は、建設経済常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、農業委員会に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて、ご審議をお願いいたしたく存じます。本条例案は、7月20日改選の農業委員の選出に当たり提出させていただくものでございます。説明につきましては、勝又農政課長より行いますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 勝又農政課長。

【勝又農政課長】 それでは、私から説明申し上げます。タブレット資料01をごらんください。資料1におきましては、農業委員の任命における経過報告を、資料2につきましては、農業委員を任命する際の要件を説明させていただきます。

まず、資料1の経過報告をごらんください。本会議にて大川部長よりご説明申し上げました内容と一

部重複しますが、よろしくお願いいたします。まず、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が一部改正され、農業委員の選出方法が、以前は公選制でしたが、推薦、募集した候補者を市町村長が任命する制度に変更されております。現在の農業委員8名は、平成29年6月会議におきまして、今回と同様に農業委員に占める認定農業者等、またはこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつきまして承認いただき、その後に農業委員の任命につきまして同じく承認をいただいているところでございます。現職の農業委員の任期は3年間で、令和2年7月19日までとなっておりますことから、新たな委員の募集を今年2月3日から3月19日までの期間行いました。周知の方法としましては、資料に示しますとおり、町の広報紙、ホームページへの掲載に加えまして、JAさがみ及び各生産組合等への個別の説明を実施してまいりました。推薦、応募結果につきましては、定員8名のところ9名と1名オーバーしたため、4月27日に町の農業委員会の委員候補者の推薦の求め及び募集並びに評価及び選定に関する規則の規定により、町長の諮問を受け、評価委員会を開催し、候補者8名を選定しております。

以上が経過報告でございます。

続きまして、資料2の農業委員を任命する際の要件をごらんください。農業委員を任命するに当たりまして、農業委員会等に関する法律第8条の各項により、表の左側番号1から5の要件がございます。まず、番号1、法第8条1項には、農業委員としての識見、業務遂行能力がある者が記載されております。

次に、番号2、同法4項には、委員となることができない欠格事項があり、番号3、同法5項には、過半は原則として認定農業者とする。ただし、その区域内における認定農業者が少ない場合、その他の農林水産省令で定める場合はこの限りではございません。

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定します地域に即した農業経営の基本構想に示された目標に向け、農業者自らが経営の改善を進めようとする計画を作成し、それを市町村が認定する制度でございます。

次に、番号4、同法6項には、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない、いわゆる農業従事者でない中立な委員のことでございます。

次に、番号5、同法7項には、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないと定められております。

続きまして、下の表をごらんください。表の下段をごらんください。法第3条3項の認定農業者が少ない場合の説明でございますが、まず、寒川町の認定農業者数は14名、また農業委員定数は8名であり、施行規則第2条1号の規定により、当該農業委員会の区域内の認定農業者の数が、農業委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合に該当します。具体的に申し上げますと、農業委員の定数8名掛ける8倍で、イコール64となります。認定農業者数は14名のため64に達しておりません。よって、過半数を占めることを要しない場合に該当し、認定農業者に準ずる者も認定農業者に含めることができます。

次に、施行規則第2条2号の規定により、認定農業者が少ない場合、委員の割合を少なくとも4分の1とすることができることの説明ですが、今回の候補者は定員8名に対し、認定農業者が1名、認定農業者に準ずる者が1名、利害関係を有しない者が1名、認定農業者以外の農業者が5名と2名の方が認定農業者等に該当しますことから、農業委員会に占める認定農業者等、またはこれらに準ずる者の割合

を4分の1以上とすることにつきまして、議会に同意を求める提案をさせていただいたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田委員。

【山田委員】 まず、資料1で、平成29年に4分の1以上にするということだと思いますけど、改選のたびにこの人数は調整するというか、条例改正していく、そういうことになるのか確認したいと思います。それだけお願いします。

【杉崎委員長】 勝又農政課長。

【勝又農政課長】 ご質問の改選のたびにこの認定を受けるということでよろしかったでしょうか。募集に際しまして、当然認定農業者を含めるということで、4分の1ですということで周知はしておるところなんですけど、どうしても地元の農業者さんの団体で推薦がございますので、もともと若干認定農業者数が少ないものですから、こういった過半数を占めることができないという状況になります。そのたびにこのように議会に諮りまして、4分の1でよろしいかという認定を受けることになってございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 もともと寒川町には認定農業者が少ないということを申されましたけど、明確に今14人しかいないということでよろしいのでしょうか。

【杉崎委員長】 勝又農政課長。

【勝又農政課長】 現在の認定農業者数は14名でございます。過去に認定を受けた方がやはり14名いらっしゃいます。というのは、過去に受けた方も、認定農業者のインセンティブにつきまして、これを受けていますと、例えばハウスで花を栽培される方がハウスを造る場合に、融資を受けられる優先があるということでございまして、その優先の期間が、返済の期間が終わってしまうとなかなか更新されないというものでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 そうしますと、認定農業者等という「等」に入るのが、やめたけれども、依然認定を受ける人が「等」に入るんですね。そうすると「等」に入って、なおかつ認定農業者トータルとして今寒川町に何人委員になる資格を持っていると考えればよろしいのでしょうか。

【杉崎委員長】 勝又農政課長。

【勝又農政課長】 現在の認定農業者が14名と過去に受けた方が14名、合計28名と、あと農業経営士という方も認定農業者等に含まれますので、合計しますと38名でございます。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 そうしますと、今回は38名の中から選ぶということになるんですね。違いますか。

この仕組みが、今回選ぶ人は農業委員会の評価委員さんが選ぶ、ただ、それは推薦するだけの、評価委員さんの仕事というのは具体的にこの件に関してどのようなことをなさるのでしょうか。

【杉崎委員長】 勝又農政課長。

【勝又農政課長】 農業委員さんの選出につきましては、平成28年度から公募、または推薦というところでございますので、農業者であればどなたでも応募できますし、または一般の会社員でも利害関係を有しない方が立候補すれば、委員の候補にはなれるというものでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 町からか、ないしはJAさん、各種農業団体からか、分からないんですが、認定農業者制度について、ぜひこれを取ったほうがいいとか、そういうお勧めというのを町の農業者さんにこれまでどれぐらい働きかけというのはやってきたんでしょうか。

【杉崎委員長】 勝又農政課長。

【勝又農政課長】 もちろん、こういった認定農業者制度につきましては、メリットとして融資の支援が優先的に受けられる、または農地のあっせん、貸し借りにつきましては、優先的にあっせんされますということを農業委員さんの募集のときにも申し上げていますし、当然更新の時期が来ますので、今の委員さんのような形でメリットがありますということで、ぜひ更新してくださいというような働きかけを実施しております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

天利委員。

【天利委員】 1点だけ聞かせいただきたいんですが、認定農業者はメリットもあるけど、デメリットというのはあると思うんですけど、これをするためにいろんな書類とか、こういうものを出さなきゃいけないというのがあると思うんですけど、そういったデメリット的なところはあるんでしょうか。

【杉崎委員長】 勝又農政課長。

【勝又農政課長】 認定農業者を受けるためには、先ほど申し上げたとおり、経営改善計画というものを提出しなければなりません。例えば温室でカーネーションを作っているとすれば、経営面積はどのくらいです、その中の栽培の面積はどのくらいです、施設としてはガラスの温室を使っています、現在の経営状況はこのような状況だが、向こう5年間のこういった経営改善をして、収入を上げていきますというような詳細の経営計画を作っていかなければならない、その部分が、なかなかこのようなご時世ですので、5年後の目標は計画が作りづらいというところで、二の足を踏んでいるのかなというような気がします。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございませ

た。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、建設経済常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でありますけれども、討論のための休憩についてはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 じゃ、このまま進めたいと思います。

これより討論に入ります。議案第24号 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて、討論はありませんか。まず反対討論の方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論の方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり同意することに決しました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後2時18分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年8月27日

委員長 杉 崎 隆 之